

## **E予約専用会員様**

### エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

#### 第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱について定める。  
なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負う。法人会員及びカード使用者は本規約を承認し、遵守する。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。
3. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

#### 第2条（カード使用者の本サービスの利用及びお客様情報の登録）

カード使用者は、カード会員規約に定めるエクスプレス・カード（E予約専用）を利用することにより、本サービスを利用することができる。なお、初回のインターネットによる購入の申込のときには、カード使用者（カード番号がハウスカード番号の場合。なお、ハウスカード番号とはカード会員規約第3条のハウスカード番号をいう。以下同じ。）又は管理責任者（カード番号が基本カード番号、部署カード番号の場合。なお、管理責任者とは、カード会員規約第4条の管理責任者をいい、基本カード番号とはカード会員規約第3条の基本カード番号、部署カード番号とはカード会員規約第3条の部署カード番号をいう。以下同じ。）は、当社がカード使用者に通知する際に使用する e メールアドレス及び連絡する際に使用する電話番号を登録しなければならない。

#### 第3条（お客様情報の修正）

カード使用者（ただし、ハウスカード番号の場合）又は管理責任者（ただし、基本カード番号、部署カード番号の場合）は、当社がカード使用者に通知する際に使用する e メールアドレス及び電話番号、又はこれらを回数を問わず修正登録したもの（以下「お客様情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

#### 第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別

に定めるWebサイト上で周知するものとする。2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社が別に定めるところによるものとする。

#### 第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与されたID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができる。

#### 第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者若しくは管理責任者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者又は管理責任者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとする。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとする。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、JR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

#### 第7条（契約成立後の乗車券類の扱い）

本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約及び本規約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）の適用を受けるものとする。

#### 第8条（受取前の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取又は受取前までの払戻を行うまでの間、当社において保管するものとする。
2. 受取前の乗車券類の変更・払戻については、第5条に定める方法による携帯電話又はインターネットによる変更、払戻に限りすることができる。
3. 第1項により、当社において保管している乗車券類についても、第7条の定める通り、カード会員規約及び本規約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

## 第9条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）」（以下「IC規約（E予約専用）」という。）の定めにより当社が貸与する EX-IC カード又はカード会員規約第3条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当分の間は、ハウスカード番号の暗証番号の入力でも受取を可能とする。また、当社のきっぷうりば等で貸与カードにより受取を行う場合は、暗証番号の入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。
  - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行う。
  - (2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については、一切払戻を行わない。
5. 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第8条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとする。

## 第10条（受取後の乗車券類の扱い）

1. 前条第1項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、携帯電話又はインターネットによる変更、払戻はできないものとする。
2. 受取後の乗車券類についても、第7条に定める通り、本規約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

## 第11条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
  - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間
  - (2) 第5条の申込方法
  - (3) 第6条第4項のカスタマーセンターの電話番号、受付時間等
  - (4) 第9条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法

- (5) 第9条第3項の受取期間
  - (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとする。
    - (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。
    - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
    - (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。
  3. 当社は、理由のいかんを問わず、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとする。

#### 第12条（お客様情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。

#### 第13条（法人会員及びカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員は、ID、パスワード及びハウスカード番号の暗証番号の使用及び管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

#### 第14条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、又は過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員及びカード使用者が行った一切の行為及びその結果並びに ID、パスワード及びハウスカード番号の暗証番号によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員又はカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。
  - (1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
  - (2) ID、パスワード及びハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
  - (3) 当社がカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者又は第三

者が被った不利益。

- (4) 当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了又はカード利用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード利用者又は第三者の被った不利益。
  - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員又はカード利用者の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (9) 携帯電話等への表示又はカード利用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対し当社から e メールが送信されるに伴い、法人会員又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された e メールに付随していたウイルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員又はカード利用者の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された e メールにより法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード利用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対し当社から送信された e メールにより法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (12) その他、法人会員がカード会員規約、本規約、I C 規約（E 予約専用）及び当社の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、又は本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
  - (13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード利用者又は第三者が被った不利益。
3. 法人会員又はカード使用者が、本規約、I C 規約（E 予約専用）及び当社の定める運送約款及び法令の定め違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

#### 第 15 条（通知及び同意の方法）

1. 当社から、法人会員及びカード利用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への提示、カード利用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対する当社からの eメールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとする。

2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員及びカード使用者が承諾したものとみなす。

#### 第16条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

#### 第17条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用）規約」（以下、「EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）」）といいますが、の附則とし、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 本規約第2章（EX-IC サービス）、第3章（付帯サービス）、第4章（サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め）及び第6章（EX-IC 携帯電話機）、ならびに、第2章、第3章、第4章及び第6章に関連する本規約上の一切の条項については特約条項とし、当社所定の同意書により同意を行った法人会員に限り適用するものとします。
3. 「エクスプレス・カード（E 予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）及びカード会員規約に定める IC 乗車票使用者（以下、単に「IC 乗車票使用者」といいます。）に本規約を周知する義務を負います。

#### 第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「EX-IC カード」とは、当社が法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。
- (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。

- (3)「記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
- (4)「非記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と会社、部署等のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
- (5)「EX-IC 携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。
- (6)「提携企業」とは、法人会員またはカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。
- (7)「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
- (8)「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 2 条の定めにより登録した事項（EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。
- (9)「IC 乗車票」とは、EX-IC 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX-IC 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約及び EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）に定めるところによるものとします。

### 第 3 条（本規約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、第 2 章、第 3 章、第 4 章及び第 6 章についてはカード使用者の 1 人が変更後に EX-IC サービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、それ以外の各章については EX-IC サービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくは EX-IC カードを使用して EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 9 条に定める受取を行ったことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者もしくは IC 乗車票使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

## 第 2 章 EX-IC サービス

### 第 4 条（EX-IC サービス）

EX-IC サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービス  
の一種であり、携帯電話またはパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、  
変更、解約等（以下、「締結等」といいます。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本  
サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」と  
いいます。）において入出場する際に EX-IC カードまたは EX-IC 携帯電話機等が必要等の特別な旅客運  
送契約（以下、「EX-IC 運送契約」といいます。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の

条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員、カード利用者またはIC乗車票利用者にとって不利になる場合があります。

#### 第5条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-IC サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

#### 第6条（利用環境、受付期間、受付時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとします。
2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間及び時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第7条（申込）

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

#### 第8条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示または会員情報として登録された e メールアドレスへの eメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる限度額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受けます。
5. 第3項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示または会員情報として登録された e メールアドレスへの eメールの送信のう



ち、当社が別に定める方法により行うものとします。

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海 エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」といいます。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
10. IC 乗車票使用者は、IC 乗車票の受取を除く IC 乗車票の取扱いに限り、EX-IC 運送契約の締結をした者とみなします。

#### 第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの Web サイト上にて確認することができます。

### 第3章 付帯サービス

#### 第10条（付帯サービス）

当社または提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を法人会員またはカード使用者に提供することがあり、法人会員またはカード使用者は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページへの掲示等の方法により通知します。

### 第4章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

#### 第11条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスまたは付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」といいます。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」といいます。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合。
  - (2) システム等に障害が発生した場合。

(3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。

(4)その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

## 第12条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスのWebサイトもしくは当社ホームページ上への掲示、会員情報として登録されたeメールアドレスへのeメールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスのWebサイトまたは当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知がeメールによって行われる場合、当社がeメールを送信するときに会員情報として登録されたeメールアドレスに宛てたeメールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前2項において、会員情報として登録されたeメールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このためにeメールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、eメールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

## 第13条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

## 第5章 EX-ICカード

### 第14条（EX-ICカードの発行及び効力）

1. 当社は、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。
2. EX-ICカードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であつて EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことまたは付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。
5. EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. EX-IC カードには記名式 EX-IC カードと非記名式 EX-IC カードがあります。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

#### 第 15 条（EX-IC カードの有効期限及び更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

#### 第 16 条（EX-IC カードの返却等）

1. 法人会員、カード使用者または IC 乗車票使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、IC 乗車票の取扱いについても準用します。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合。
- (3) EX-IC カードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合。
- (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
- (5) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合。
- (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動

または第三者に提供等した場合。

(7) 法人会員が、株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合。

(8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX-IC サービス運送約款」または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。

(9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(10) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機の登録取消を受けた場合。

(11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。

2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。

(1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。

(5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。

(6) 第 1 項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防

護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. カード会員規約第 3 条に定める貸与カード（以下、「貸与カード」という。）を紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード会員規約に定めるカード情報（以下、「カード情報」という。）が漏洩等し、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第 26 条によります。
5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第 26 条に定める補償はありません。

#### 第 18 条（EX-IC カードの再発行）

1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、法人会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
4. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
5. 法人会員は、第 1 項または第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとします。

#### 第 19 条（当社の免責事項）

当社は、EX-IC カードの使用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) エクスプレス・カード（E 予約専用）、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
- (4) 当社が第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。

## 第6章 EX-IC 携帯電話機

### 第20条 (EX-IC 携帯電話機)

1. EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機（ただし、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」といいます。）が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り、）について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。
2. 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。
3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC 携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機及び EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれらを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外には使用できません。
5. EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード使用者は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
6. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。
7. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他全ての環境（以下、「利用環境」といいます。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。
8. カード使用者は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。

### 第21条 (EX-IC 携帯電話機としての登録期限及び更新)

1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします（EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め法人会員またはカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

### 第22条 (EX-IC 携帯電話機の登録取消)

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業は、会員の EX-IC 携帯電話機としての登録を取り消さないし本サービス等の

提供を終了することがあります。

(1)第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。

(2)EX-IC 携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者に EX-IC 携帯電話機を使用させた場合。

(3)EX-IC 携帯電話機を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(4)EX-IC 携帯電話機に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(5)その他、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 23 条（EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難）

1. カード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合には、法人会員またはカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。

2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。

(1)法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(2)法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

(3)本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。

(4)当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。

(5)不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。

(6)第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 20 条第 5 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. 貸与カードを紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード情報が漏洩等し、その後、EX-IC 携帯電話機が第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第 26 条によります。

5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第 26 条に定める補償はありません。

#### 第 24 条（EX-IC 携帯電話機の再登録）

カード使用者が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続を行

い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機（ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。）を EX-IC 携帯電話機として再登録します。

#### 第 25 条（当社の免責事項）

当社は、EX-IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) エクスプレス・カード（E 予約専用）、エクスプレス予約サービス、EX-IC 携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (5) 当社が第 23 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した EX-IC 携帯電話機による駅における入出場により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (6) JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのメンテナンス、障害等のため、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (7) 一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

### 第 7 章 その他

#### 第 26 条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

法人会員及びカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

#### 第 27 条（相殺禁止）

法人会員及びカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第 28 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。



## (約定支払日の取扱いに関する特約)

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条（総則）

1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用）」）といいますが、及びJR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）（以下、「IC規約（E予約専用）」）といいますが、の特約とします。
2. 本特約は「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用されます。
3. EX予約コーポレート規約（E予約専用）及びIC規約（E予約専用）と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）に本特約を周知する義務を負います。

#### 第2条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、EX予約コーポレート規約（E予約専用）、IC規約（E予約専用）に定めるところによるものとします。

#### 第3条（本特約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にエクスプレス予約コーポレートサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の特約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第4条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

- (1) カード使用者がEX-ICサービスを利用する場合、カード使用者がEX-ICカードもしくはEX-IC携帯電話機により駅に入場した時点。
- (2) カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及びEX-ICサービスを利用する場合であってEX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取るときは、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。

- (3) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 8 条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。
- (4) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が IC 規約（E 予約専用）第 8 条により、カード使用者と当社との間で締結した EX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点。

#### 第 5 条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）及び IC 規約（E 予約専用）に定める通りとします。

#### 第 6 条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

1. カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 9 条第 3 項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。
2. カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までには駅に入場しなかった場合、当該日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

#### 第 7 条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改正日 平成 25 年 10 月 21 日

## エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

### 第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める法人会員（以下「法人会員」という。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、エクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱について定める。なお、法人会員は本規約の内容について、カード会員規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には、当社に対し、一切の責任を負うものとする。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。
2. 法人会員は、カード会員規約に定める管理責任者（以下「管理責任者」という）が、当社との連絡調整等、当社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。また、法人会員は、当社に対する諸手続を管理責任者が法人会員に代わって行うことをあらかじめ承諾する。
3. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約の周知徹底を行うものとする。また、法人会員は、管理責任者がカード使用者に対して本規約を周知徹底することを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。
4. 本サービスの内容はエクスプレス予約案内サイト（<http://expy.jp/>）等に掲示するものとする。
5. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスまたは EX-IC サービス（E予約専用 W）規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。
6. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

### 第2条（エクスプレス予約利用資格）

1. カード使用者（カード番号がハウスカード番号の場合。なお、ハウスカード番号とはカード会員規約第3条のハウスカード番号をいう。以下同じ。）は、カード会員規約に定めるエクスプレス・カード（E予約専用W）を利用することにより、本サービスを利用することができるものとし、利用に際しては、エクスプレス・カード（E予約専用W）のカード番号の入力等のその他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとする。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければならない。
2. カード使用者は、登録手続により通知する ID および任意に登録したパスワードを使用することにより、本サービスを利用することができる。なお、初回のインターネットによる購入の申込のときに

は、カード利用者または管理責任者（カード番号が基本カード番号、部署カード番号の場合。なお、基本カード番号とはカード会員規約第3条の基本カード番号、部署カード番号とはカード会員規約第3条の部署カード番号をいう。以下同じ。）は、当社がカード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡する際に使用する電話番号（以下「連絡先電話番号」という。）を登録しなければならない。

3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。

(1) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。

(2) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1枚あたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合。

4. 当社は、法人会員、カード利用者または管理責任者が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。

(1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定め違反した場合。

(2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。

(3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合。

(4) 第1項による登録または次条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。

(5) 第1項による登録または次条により修正された電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からの連絡がとれなくなった場合。

(6) その他、本サービスを利用することを当社が不相当と判断した場合。

5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要がある。

### 第3条（会員情報の登録・修正）

カード利用者または管理責任者は、当社がカード利用者または管理責任者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号、またはこれらを回数を問わず修正登録したもの（以下「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

### 第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとする。

2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社が別に定めるところによるものとする。

## 第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より通知された ID およびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話またはインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができる。

## 第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者若しくは管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対する eメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者又は管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が、申込操作完了後の画面へ予約等が完了した旨を表示した時、またはカード使用者があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到着したいずれかの場合をもって、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知とあわせて、お預かり番号の通知等を行うものとする。
3. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。
4. カード使用者が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとする。
5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、「エクスプレス予約サポートダイヤル」（以下「EXサポートダイヤル」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

## 第7条（契約成立後の乗車券類の扱い）

本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約および本規約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

## 第8条（受取前の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または受取前までの払戻を行うまでの間、当社において保管するものとする。
2. 受取前の乗車券類の変更、払戻については、第5条に定める方法による携帯電話またはインターネットによる変更、払戻に限りすることができる。

3. 第1項により、当社において保管している乗車券類についても、第7条に定めるとおり、カード会員規約および本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

#### 第9条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「EX-IC サービス（E予約専用W）規約」（以下「IC規約（E予約専用W）」という。）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）が貸与する EX-IC カードまたはカード会員規約第3条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当分の間は、ハウスカード番号の暗証番号の入力でも受取を可能とする。また、当社のみどりの窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、暗証番号の入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。
  - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行う。
  - (2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については、一切払戻を行わない。
5. カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が前条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとする。

#### 第10条（受取後の乗車券類の扱い）

1. 前条第1項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、携帯電話またはインターネットによる変更、払戻はできないものとする。
2. 受取後の乗車券類についても、第7条に定めるとおり、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

#### 第11条（還元）

法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を法人会員に対し還元することがある。還元は、当社より受託した株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が、JCB所定の方法により、本サービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行うものとする。ただし、当社は別の方法により還元を行う場合もある。

## 第12条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
  - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間。
  - (2) 第5条の申込方法。
  - (3) 第6条第5項のEXサポートダイヤルの電話番号、受付時間等。
  - (4) 第9条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法。
  - (5) 第9条第3項の受取期間。
  - (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容。
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとする。
  - (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。
  - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
  - (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。
3. 当社は、理由の如何を問わず、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部を終了させることができるものとする。

## 第13条（個人情報の収集等に関する同意）

1. 本サービスに基づき当社が知り得た購入履歴およびサーバー通信履歴等の会員情報、その他カード番号使用に際し、当社がカード使用者の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録することまたは写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（以下会員情報とあわせて「個人情報」という。）についての取扱いは、以下による。
2. 法人会員は、JR 東海および JCB が前項に規定する個人情報について、本サービス提供のために予め保有し、当社との間で共同利用することに同意する。
3. 法人会員は、当社が個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意する。
  - (1) 当社が法人会員の募集、法人会員からの本サービスの利用に際しての問合せおよび宣伝物の送付等の営業案内に関する業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
  - (2) 当社と当社が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社が、商品・サービスの提供等を行うために、第1項に定める個人情報を共同利用すること。なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは当社とし、相談窓口は本規約末尾に記載の窓口とする。

4. 第1項に規定する個人情報については、JR 東海、JCB および前項に規定する業務委託先または提携会社以外に対して原則的に開示しないが、以下の項目に該当する場合開示することがある。

- (1) 法人会員が個人情報の開示に同意している場合。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、法人会員の同意を得ることが困難である場合。
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、法人会員の同意を得ることが困難である場合。
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、法人会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- (6) 統計情報（個人を特定できない情報）として開示する場合。

5. 法人会員は、次の（1）または（2）に定める事項、その他本規約に定めるカード使用者および管理責任者等の個人情報の利用について、目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員の責任においてカード使用者および管理責任者の同意を得るものとする。

- (1) 本規約に基づきカード使用者および管理責任者に関する情報を法人会員が当社、JR 東海および JCB に対し提供すること。
- (2) 本規約に基づく本サービスの利用内容が当社から法人会員に対して提供されること。

#### 第14条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 法人会員は、当社、JR 東海、JCB および前条第3項に規定する業務委託先または提携会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求できる。なお、開示請求は本規約末尾に記載の窓口に連絡するものとする。
2. 開示請求により、万一、登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとする。

#### 第15条（個人情報の取扱いに関する不同意）

1. 当社は、法人会員が第13条ないし第16条に定める個人情報の取扱いについて承諾しない場合、カード会員規約に定める法人会員の退会または当該カード使用者の個人名カード番号の利用を停止する手続きをとることがある。
2. 法人会員が第13条第5項の定めに従って、カード使用者または管理責任者から個人情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は自らの責任と負担においてこれを処理し、当社に何らの損害および迷惑をかけないものとする。
3. 前項に関し、当社がカード使用者または管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとする。

#### 第16条（退会後の個人情報の取扱い）



カード会員規約に定める退会の申し出または第2条に定める本サービス利用資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第3項（1）に定める営業案内を除く。）並びに開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用する。

#### 第17条（法人会員およびカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員は、ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の使用および管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

#### 第18条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員およびカード使用者が行った一切の行為およびその結果並びに ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員またはカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任において当該第三者との紛争を解決するものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。
  - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
  - (2) ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
  - (3) 当社がカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
  - (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
  - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
  - (6) EXサポートダイヤルの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
  - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
  - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者または第三者が被

った不利益。

(9) 申込操作完了後の画面への表示またはカード利用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

(10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メール等に付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過した当社から送信された電子メールにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

(11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード利用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

(12) その他、法人会員がカード会員規約、本規約、IC規約（E予約専用W）および当社または他社の定める運送約款および法令の定め違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

3. 法人会員またはカード使用者が、本規約、IC規約（E予約専用W）および当社または他社の定める運送約款および法令の定め違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

#### 第19条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード利用者への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への提示、カード利用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。

2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者が承諾したものとみなす。

#### 第20条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

#### 第21条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第

三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

#### 第22条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとする。

#### 第23条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24条（誓約事項等）

1. 法人会員は、カード会員規約に定める契約（以下「本契約」という。）締結時および将来にわたって、カード会員規約に定める会員（以下「会員」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないことを誓約する。
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。
  - （1）暴力団等であるとき、または暴力団等であったことが認められるとき。
  - （2）暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。
  - （3）会員自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。
  - （4）会員自らあるいは第三者を利用して、当社の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。
  - （5）会員自らあるいは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。
  - （6）本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。
3. 当社が、前条の規定に基づいて、本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させた結果により、会員に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとする。
4. 当社は、会員が暴力団等であることを知ったときは、その後本規約に定める新たな取引を行わないものとする。

#### <相談窓口>

当社に対する個人情報の開示（JR 東海、JCB および共同利用会社への開示請求を含む。）・訂正・削除等の会員の個人情報に関する問合せ・相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内内の中止の申し出については下記に連絡することとする。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個

個人情報管理者を設置する。

西日本旅客鉄道株式会社 個人情報お問い合わせ窓口

電話 0570-00-8691

〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号

## 約定支払日の取扱いに関する特約

本特約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものとする。

### 第1条（総則）

1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用W）」という。）及びEX-ICサービス（E予約専用W）規約（以下、「IC規約（E予約専用W）」という。）の特約とする。
2. 本特約は「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」という。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用される。
3. EX予約コーポレート規約（E予約専用W）及びIC規約（E予約専用W）と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとする。
4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）に本特約を周知する義務を負うものとする。

### 第2条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、EX予約コーポレート規約（E予約専用W）、IC規約（E予約専用W）に定めるところによるものとする。

### 第3条（本特約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本特約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にエクスプレス予約コーポレートサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の特約に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

### 第4条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなす。

- (1) カード使用者がEX-ICサービスを利用する場合、カード使用者がEX-ICカードにより駅に入場した時点。
- (2) カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及びEX-ICサービスを利用する場合であってEX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取る時は、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。
- (3) カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がEX予約コーポレート規約（E予約専用W）第8条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。
- (4) カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がIC規約（E予約専用W）第8条により、カード使用者と当社との間で締結したEX-IC運送契約が存在する場合、当該時点。

### 第5条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、EX予約コーポレート規約（E予約専用W）及びIC規約（E予約専用W）に定める通りとする。

### 第6条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

1. カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、EX予約コーポレート規約（E予約専用W）第9条第3項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなす。

2. カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までには駅に入場しなかった場合、当該日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなす。

#### 第7条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## EX-IC サービス（E 予約専用W）規約

本規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスのうち、EX-IC サービス等について定めるものとする。

### 第1章 総則

#### 第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用W）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E 予約専用W）」という。）の附則とし、EX予約コーポレート規約（E 予約専用W）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとする。
2. 「エクスプレス・カード（E 予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）及びカード会員規約に定めるIC乗車票使用者（以下、単に「IC乗車票使用者」という。）に本規約を周知する義務を負うものとする。

#### 第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとする。
  - (1) 「EX-IC カード」とは、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいう。
  - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいう。
  - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいう。
  - (4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と会社、部署等のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいう。
  - (5) 「提携企業」とは、法人会員またはカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいう。
  - (6) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいう。

(7)「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者がE X予約コーポレート規約（E 予約専用W）第2条の定めにより登録した事項（E X予約コーポレート規約（E 予約専用W）第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいう。

(8)「I C乗車票」とは、EX-IC 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX-IC 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいう。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびE X予約コーポレート規約（E 予約専用W）に定めるところによるものとする。

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、第2章、第3章および第4章についてはカード使用者の1人が変更後にEX-IC サービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-IC カードを使用したことをもって、それ以外の各章についてはEX-IC サービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-IC カードを使用してE X予約コーポレート規約（E 予約専用W）第9条に定める受取を行ったことをもって、法人会員およびカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなす。

2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者もしくはI C乗車票使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

## 第2章 EX-IC サービス

### 第4条（EX-IC サービス）

EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービス  
の一種であり、携帯電話またはパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、  
変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいう。ただし、本サービス  
により締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）  
において入出場する際にEX-IC カード等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」  
という。）となる。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、  
他の旅客運送契約によるよりも法人会員、カード使用者またはI C乗車票使用者にとって不利にな  
る場合がある。

### 第5条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-IC サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、JR 東海が定める約款によるものとする。

### 第6条（利用環境、受付期間、受付時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとします。
2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとする。

#### 第7条（申込）

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとする。

#### 第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとする。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示により行う。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネット等による申込（携帯電話専用サイトでの申込を除く）に対する当社からの回答の通知は、会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行う。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知とあわせて、「お預かり番号」の通知を行うものとする。
4. 第2項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなす。
5. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。
6. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとする。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる限度額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受ける。
7. 第3項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとする。
8. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとする。
9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとする。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示により行う。
10. 前項により、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとする。ただし、法人会員



もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがある。

11. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるエクスプレス予約サポートダイヤル（以下、「EX サポートダイヤル」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

12. IC乗車票使用者は、IC乗車票の受取を除くIC乗車票の取扱いに限り、EX-IC運送契約の締結をした者とみなすものとする。

#### 第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの Web サイト上にて確認することができる。

### 第3章 付帯サービス

#### 第10条（付帯サービス）

当社または提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を法人会員またはカード使用者に提供することがあり、法人会員またはカード使用者は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができる。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページへの掲示等の方法により通知する。

### 第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

#### 第11条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスまたは付帯サービス（総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。

2. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとする。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとする。

(1) システム等の保守、点検を行う場合。

(2) システム等に障害が発生した場合。

- (3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
- (4)その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。
- 4. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供を終了させることができるものとする。
- 5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わない。

#### 第12条（通知の方法）

- 1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの Web サイトもしくは当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとする。
- 2. 前項の通知が本サービスの Web サイトまたは当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなす。
- 3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなす。
- 4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなす。
- 5. 前2項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。
- 6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わない。

#### 第13条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとする。

### 第5章 EX-IC カード

#### 第14条（EX-IC カードの発行および効力）

- 1. JR 東海は、法人会員に対し、JR 東海が必要と認める種類および枚数の EX-IC カードを発行し、貸与する。

2. EX-IC カードの所有権は、JR 東海に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与を除き、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他 JR 東海の所有権を侵害することはできない。
3. 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければならない。
4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードを携帯し、当社、JR 東海または提携企業の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければならない。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことまたは付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがある。
5. EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できない。
6. EX-IC カードには記名式 EX-IC カードと非記名式 EX-IC カードがある。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとする。

#### 第 15 条（EX-IC カードの有効期限および更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、JR 東海が別に指定する日までとする。ただし、JR 東海が必要と認め、当社が法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとする。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社または JR 東海の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがある。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社または JR 東海が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行し送付する。

#### 第 16 条（EX-IC カードの返却等）

1. 法人会員、カード使用者または IC 乗車票使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、JR 東海または提携企業は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがある。なお、次の各号の規定は、IC 乗車票の取扱いについても準用する。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合。
- (3) EX-IC カードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合。
- (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含む。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
- (5) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合。

- (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。
  - (7) 法人会員が、株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合。
  - (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社または JR 東海が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。
  - (9) 当社または JR 東海から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
  - (10) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合。
2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となる。
  3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとする。ただし、当社および JR 東海が特に認める場合には、JR 東海が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとする。
  4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとする。

#### 第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとする。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとする。
  - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。
  - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。
  - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
  - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
  - (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。
  - (6) 第 1 項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合。
3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとする(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとする。

4. カード会員規約第3条に定める貸与カード（以下、「貸与カード」という。）を紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード会員規約に定めるカード情報（以下、「カード情報」という。）が漏洩等し、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第26条による。
5. 法人会員またはカード使用者がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第26条に定める補償はなされない。

#### 第18条（EX-ICカードの再発行）

1. EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、JR東海は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとする。
2. 法人会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、JR東海はEX-ICカードを再発行する。
3. 前各項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却しなければならない。ただし、当社が特に認める場合には、JR東海がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとする。
4. 法人会員は、第2項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとする。

#### 第19条（当社の免責事項）

当社は、EX-ICカードの使用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負わない。

- (1) カード使用者のEX-ICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) 貸与カード、エクスプレス予約サービスの案内冊子、EX-ICカード等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
- (4) 当社が第17条第1項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。

## 第6章 その他

#### 第20条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を

第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

#### 第 21 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとする。

#### 第 22 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

改正日 平成 25 年 10 月 21 日